

平成二十一年六月十六日提出  
質問第五四九号

外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第五〇二号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七一第四四八号）を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、平成十八年度から二十年度に渡る、外務省全体におけるタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの使用状況について、三年間のタクシー券による支払金額は、約六億六千六百万円である。」との答弁がなされている。では、右三年度における同省のタクシー券使用状況につき、年度ごとの支払金額、使用枚数をそれぞれ明らかにされたい。

二 前回質問主意書で、その作業に膨大な時間がかかるのであるならば、答弁の延期に応じることは十分に可能であるとした上で、平成十八年度から二十年度に渡る、外務省の課ごとにおけるタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について明らかにされたいと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第四四八号）一についてで述べたとおりである。」との答弁がなされている。右答弁は「前々回答弁書」における「お尋ねについては、詳細な調査を行う必要がある

ため、お答えすることは困難である。」というものであるが、では、右の三年度において、同省が予算の概算要求をする際、どのような根拠に基づいてタクシー券に係る予算の要求をしていたのか。同省において必要とするタクシー券に係る予算を、どのような裏づけ資料を基に要求していたのか説明されたい。

三 右の三年度に渡る、同省の局ごとのタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について明らかにされたい。

四 「前々回答弁書」で「外務省職員によるタクシー券の不適正な使用があるとは承知していない。」との答弁がなされていることにつき、前回質問主意書で、外務省が右の様に認識しているのは、同省として、同省職員によるタクシー券使用の実態につき、何らかの調査を把握した上でのものかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の答弁は、これまでに実施した調査の結果等を踏まえたものである。」との答弁がなされている。右答弁にある「これまでに実施した調査」とはどのようなものか、①「調査」が行われた期間、②「調査」を担当した外務省の部署及び担当責任者の官職氏名、③「調査」の対象となった外務省職員の官職氏名、④「調査」を記録した文書の有無につき、それぞれ明らかにされたい。

五 当方は、具体的な官職氏名と共に、過去にある外務省職員が、職務自体はタクシー券が支給される午前

零時三十分前に既に終了しているにもかかわらず、あえて省内に留まる、または途中外出する等の方法で時間を稼ぎ、午前零時三十分になるのを見計らい、タクシー券を使用するという、タクシー券を無駄遣いしていた具体的事例を把握している。四の答弁にある様に、同省として右の様な事例は承知していないとするのは、四で触れた「調査」が不十分であったことを示していると考えるが、同省の見解如何。右質問する。